

春日浦事業用地の貸付

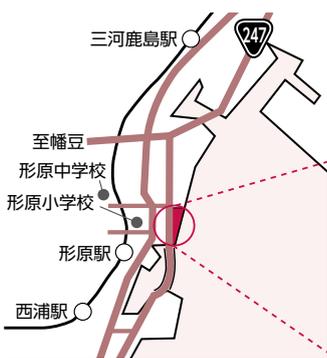
財務課 ☎ 66・1158

店舗や事務所の建設が可能となった形原町春日浦事業用地を貸付(事業用定期借地権)します。貸付方法や地区計画の制限内容などは、市ホームページを確認いただくか、直接財務課へお問い合わせください。なお、買受と貸付の希望者が競合した場合は、買受希望者を優先します。

受付期間 9月2日(月)～20日(金) 午前9時～午後5時

受付場所 財務課
価格表

地番	面積(m ²)
29-5	994.49
29-6	1,103.73
32	1,990.09



土地・家屋の調査にご協力を

税務収納課 ☎ 66・1114

新築・増築・取り壊しなどを行った家屋の調査を実施しています。税務収納課職員が現地へ伺い、建築確認申請書、見積書などの資料を見せていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

次の場合は税務収納課までお知らせください。

●家屋を新築・増築・取り壊したとき

●家屋の利用方法を変更したとき(店舗などを居住用建物へ変更、居住用建物の全部または一部を店舗などへ変更したとき)

●家屋の利用方法により、土地の税額が変わる場合があります。

●土地の利用方法(現況地目)を変更したとき(住宅用地を畑へ変更、畑を駐車場へ変更したときなど)



9月10日は「屋外広告物の日」

都市計画課 ☎ 66・1142

9月1日～10日は「屋外広告物適正化週間」です。

はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置には、街の美観を守るため、屋外広告物条例による一定の制限があります。屋外広告物を設置するとき

は、事前に都市計画課屋外広告物担当に相談し、規制の内容について確認してください。また、県内で屋外広告業を営むためには、事前に知事の登録を受ける必要があります。

屋外広告物条例を守り、美しい愛知づくりを進めましょう。

高齢者世帯等調査票(シルバークード)の実態調査

長寿課 ☎ 66・1105

市では世帯全員が65歳以上の世帯を対象に、高齢者世帯等調査票(シルバークード)の実態調査を行っています。長寿課からの依頼で、地区の民生委員が調査にうかがいますのでご協力をお願いします。なお調査は任意です。

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

市民課 ☎ 66・1110

虐待やいやがらせ、差別などでお困りの高齢者や障害者の方、周りでそういったことを見聞きしたという方、電話による相談に応じます。秘密厳守です。

とき 9月9日(月)～15日(日) 午前8時30分～午後7時 (土・日曜日は午前10時～午後5時)

相談員 人権擁護委員
相談専用電話 ☎ 0570・003・110

問合先 名古屋法務局人権擁護部 ☎ 052・952・8111 (内線1450)

「法の日記念事業」司法書士による登記・法律無料面接相談

市民課 ☎ 66・1110

とき 10月5日(土) 午前9時30分～午後0時30分

ところ 市民会館 中会議室
内容 相続、贈与、登記、多重債務、敷金返還、夫婦

地元の自然を見直しませんか?

企画広報課 ☎ 66・1162

カワセミの巣穴、アサギマダラの群舞などを観察して歩きます。

とき 10月12日(土) 午前8時30分～午後2時30分

集合場所 とよおか湖公園コース とよおか湖公園 からの森
参加費 無料
その他 昼食は各自準備

申し込み 蒲郡マリライオンズクラブ(☎ 68・1100)へ。

休館のお知らせ

図書館 ☎ 69・3706

特別整理期間のため休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。
とき 9月21日(土)～30日(月)